

くらしの安心情報

情報ファイル NO.97

平成 22 年 10 月 13 日

親の同意を得ずに次々と美顔エステなどの契約をしてしまいました。解約できるのでしょうか？

被害内容

【相談者 19歳 女性】

先日、デパートで買い物中に呼び止められ、肌年齢テストを受けたところ「とても10代の肌とは思えないくらい荒れている。手当が必要だ。」と言われ、エステの契約を勧められました。店の担当者から「親の同意がなくても契約できる。支払は20歳になってからのクレジット払いにすればよい。」と言われたので、美顔エステなどを次々と契約してしまいました(51万円)。よく考えると、高額な契約なので解約したいのですが...

対処方法

民法では未成年者を保護するために、未成年者が親権者の同意を得ないでした契約を取り消すことができます。ただし、未成年者が小遣いとして渡されている範囲でした契約や、相手をだましてした契約は取り消しできません。

- ・ 相談者には、未成年契約の取消しを書面で申し入れるよう助言したところ、全面解約になりました。
- ・ 業者の勧誘時の説明をうのみにせず、必要がない場合や相手の説明に納得できない時は、きっぱり断りましょう。
- ・ なお、未成年時の契約でも、本人が成人後に代金を支払った場合などは取り消し出来なくなるので注意が必要です。
- ・ 万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

エステで
きれいになり
ますよ!!



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
 076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
 FAX: 0766 - 25 - 2890